

令和6年定例会  
予算決算常任委員会環境生活農林水産分科会 説明資料

(議案補充説明)

条例案について	1
(1) 議案第99号	
「三重県漁港管理条例の一部を改正する条例案」	
その他議案について	3
(2) 議案第102号	
「国営中勢用水土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について」	

令和6年6月  
農林水産部



(議案補充説明)

## (1) 議案99号「三重県漁港管理条例の一部を改正する条例案」

### 1 改正理由

「三重県漁港管理条例」は、国が定めている「漁港漁場整備法」により、三重県が管理する漁港施設の維持、保全及び運営その他当該漁港の維持管理に関し必要な事項を定めるものです。

令和6年4月1日に「漁港漁場整備法」の改正が施行されたため、改正に対応して、土砂採取料等の規定等を整備するものです。

### 2 条例改正の概要

#### (1) 国の法律の名称変更

法律名が「漁港漁場整備法」から「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改正されたことから、条文内の法律名を整理するものです。

#### (2) 漁港区域内の水域・公共空地における占用料徴収者の追加

第14条の2において水域及び公共空地について「占用の許可を受けたもの」から占用料を徴収するとしていましたが、法改正に伴い「法で規定する漁港施設等活用事業における認定計画実施者」からも徴収することとなったため、規定を整備するものです。

### 3 条例の施行期日

公布の日（令和6年7月1日）

議案第九十九号

### 三重県漁港管理条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和六年六月三日

三重県知事 一見勝之

三重県漁港管理条例の一部を改正する条例

三重県漁港管理条例（昭和三十八年三重県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）第二十六条の規定に基づき、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第十四条の二 漁港の区域内の水域及び公共空地について法第三十九条第一項の規定による土砂の採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第四十三条第四項に規定する認定計画実施者（法第四十四条第一項に規定する認定計画において法第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）からは、別表第二に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、法第三十九条第四項に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）第二十六条の規定に基づき、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第十四条の二 漁港の区域内の水域及び公共空地について法第三十九条第一項の規定による土砂の採取又は水面若しくは土地の占用の許可を受けた者（以下「採取者等」という。）からは、別表第二に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、同条第四項に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

漁港漁場整備法の一部改正に鑑み、土砂採取料等の規定等を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 国営中勢用水土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について

平成24年度から農林水産省が行った国営中勢用水土地改良事業の負担金の償還に要する経費に充てるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第9項の規定により、次に掲げる金額の範囲内において市町の負担金を徴収するものとする。

令和6年6月3日提出

三重県知事 一見勝之

事業名	区分	市町名	負担額
国営中勢用水土地改良事業	国営中勢用水土地改良事業 負担金（令和5年度分）	津市	円 47,654,699
		亀山市	89,999
		合計	47,744,698

### 提案理由

国営中勢用水土地改良事業に係る償還に対する市町の負担については、土地改良法第90条第10項の規定に基づき議会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。